

相談室から(67)

納得いかない中古自動車の高額なキャンセル料

相談事例

インターネットで安い中古の軽自動車を見つけたので、販売店に行った。整備費などを含め32万円の車を現金で支払う申込みをした。翌日、高いと思い販売店に電話をしてキャンセルを申し出たところ、「キャンセルするために整備費6万円を払ってもらうことになる」と言われた。申込みの翌日連絡したのに6万円を請求され納得できない。

60歳代 男性

相談概要

インターネットで中古車を検索中、本体価格が85,000円と手ごろな車両を見つけたので、すぐに中古車販売店に行った。販売店に見積書を作成してもらったところ、諸費用158,000円、整備プラン64,800円などで総額が約32万円だった。高いとは思ったが急いでいたので2万円を渡し、残金は現金払いにするとした。一晩考えてやはり高いと思い、翌日の昼ごろ販売店にキャンセルしたいと連絡した。

ところが店員から「キャンセルをするなら整備費6万円を払ってもらうことになる。」と言われた。6万円支払うぐらいなら買った方がよいと思い、残金の30万円を振込むと言ってしまった。

しかし、販売店に行った翌日早々に連絡したのに整備費を請求されるのは納得できない。注文書には、「キャンセルする場合は、損害金が発生する。」と書かれてはいるが整備費を請求するとの記載はない。

相談にあたっての留意点

物を売ったり買ったりする売買契約は、正式な契約書を交わしたか否かに関係なく、売主と買主が契約内容に合意した時点で成立し、その後は売主・買主ともに、一方的に契約を取り消せないというのが、契約の基本を定める民法上の大原則です。

また、乗用車は、一般的によく検討してから購入する商品と考えられており、特定商取引法及び割賦販売法のクーリング・オフの適用除外になっており、消費者側から一方的に車の売買契約を解約することはできません。一度結んだ車の売買契約を解約できるかどうかは、各業者と交わす契約書・注文書の記載内容によって決まることになります。

ただし、業界団体の自動車注文書標準契約書を採用していれば、契約成立時期は民法とは異なってきます。標準契約書では、「架装に着手した場合」等契約成立の3つの要件を定めています。また、支払い方法にクレジットを利用していると、契約成立はクレジット会社が承認した日となる特約がある場合もあります。契約成立後に解約すると違約金を請求されるケ

ースがあります。

したがって、まず契約の成立時期を見極めるため、丁寧な聞き取りと注文書裏面等にある約款を確認することが重要です。

確認が必要なポイント

(1) 契約成立時期に関すること

〔業界団体加入業者の場合〕

販売店が業界団体加入業者の場合、業界団体の標準約款では下記のいずれか早い日とされています。

- 自動車の登録がなされた日
- 修理、改造、架装に着手した日
- 自動車を引き渡した日

これらが行なわれていなければ、標準約款では契約は成立していません。

〔非業界団体加入業者の場合〕

販売店が業界団体非加入業者である場合においては、販売店の契約条項によります。

(2) キャンセル料等に関すること

〔契約成立前の場合〕

自動車注文書標準約款では、キャンセル可能としています。また、約款では「キャンセルによって販売店に損害が生じた場合、注文者は通常生じる額の範囲内で賠償する」とありますが、この「損害」は、販売店が注文者の依頼で車庫証明申請等の手続きを進めた場合の実費等、販売店が現実に負担している実損に限る、とされています。修理代や違約金は対象になりません。

〔契約成立後の場合〕

販売店において債務不履行がなければ、合意解約になります。合意解約の場合は、違約金の請求額について根拠を提示してもらい、納得できる範囲で合意します。

違約金額については、消費者契約法第9条1項に「解除に伴う損害賠償額を予定し、または違約金を定める条項であって、これらを合算した額が当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ…解除に伴い事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分」は無効とあります。一方的に高額な違約金は、認められません。

また、違約条項がないにも関わらず、高額な解約料を請求された場合は、消費者契約法第10条の適用が可能か検討します。第10条は、「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効とする」とあります。

処理概要

当該店舗が業界団体に加入しているかは不明ですが、販売店の特約事項には業界団体の標準約款の契約成立時期と同様の記載がありました。相談者は現金購入であり、修理・改造・架装なども依頼していないため、契約は成立していないと考えます。このため販売店に契約成立前と主張し、標準約款によるキャンセルが可能なので、整備費の支払いを拒否したうえで、既払い金 2 万円の返金を求めるよう伝えました。

販売店が認められるのは、実損害の請求に限られますから、事例のような申込翌日に「修理費 6 万円」というような内容は実損害とは考えられません。

販売店が請求している 6 万円はどうしても実損害金だと主張してくるなら、書面で内訳を出させ合理的な金額か確認する必要があると伝えました。

中古車は、自動車本体は安価でも、登録費用や車検等を加えると、思ったより高額になるのが一般的と言えます。諸費用も含めていくらになるのか契約前に十分検討することが大切です。